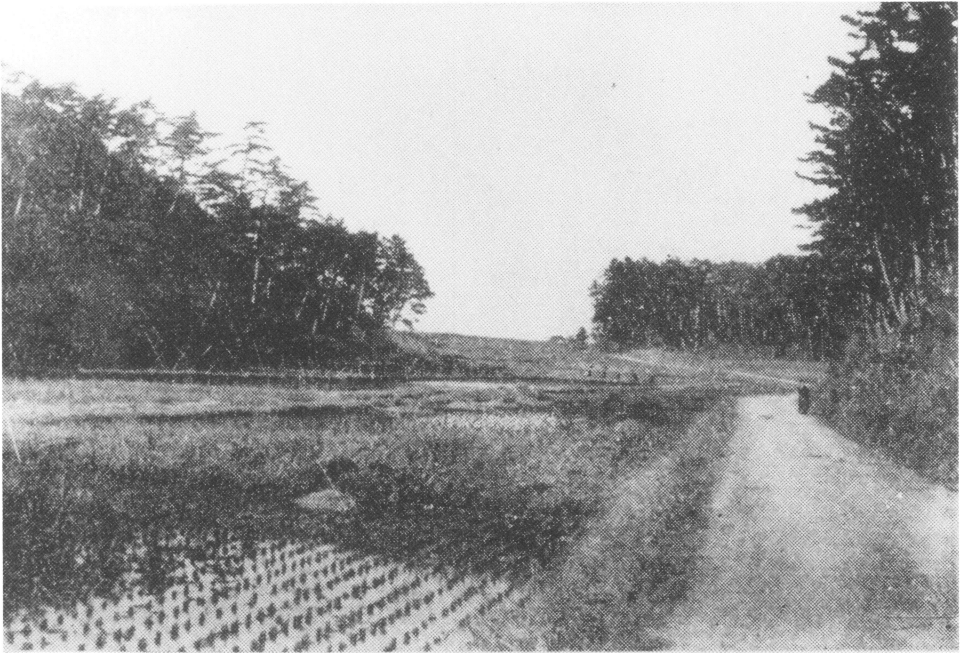


こがねづつみ
黄金堤発掘調査報告

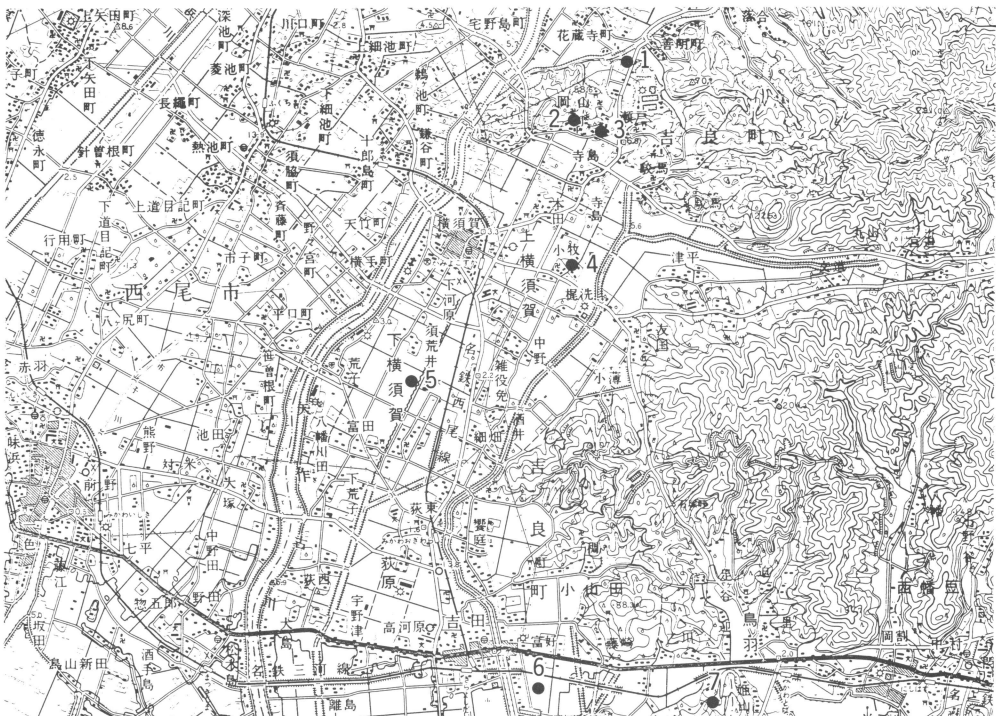


(境山岡戸瀬) 堤金黄と淵ヶ鎧

(大正末年頃)

例 言

- 1 本報告は、愛知県幡豆郡吉良町大字岡山字下り松に所在する黄金堤の発掘調査結果である。
- 2 調査は、主要地方道西尾吉良線の改築工事に伴う事前調査で、県土木部より愛知県教育委員会を通じて委託をうけた(財)愛知県埋蔵文化財センターが実施した。
- 3 発掘調査は、(財)愛知県埋蔵文化財センター主事大橋正明・同北村和宏が担当し、平成2年10月15日～11月6日に行なった。
- 4 調査に際しては、次の関係機関の御指導・協力を得た。
愛知県土木部・愛知県教育委員会文化財課・吉良町教育委員会・西尾市教育委員会
- 5 調査区の座標は、建設省告示に定められた平面直角座標第Ⅶ系に準拠している。
- 6 執筆は大橋・北村が協議したうえで分担し、編集は大橋が行なった。
- 7 調査資料は、(財)愛知県埋蔵文化財センターにて保管している。なお、土層剥取り資料については、吉良町歴史民俗資料館で保管・展示される。



- 1 黄金堤 2 華蔵寺(吉良氏菩提寺) 3 岡山陣屋(吉良氏) 4 小牧陣屋(松平氏)
5 雑田川 6 富好新田 7 姫山陣屋(吉良氏)

第1図 黄金堤位置図(1/75000)

I 調査の経緯

平成2年、主要地方道西尾吉良線の改築工事計画が具体化し、道路拡幅にともなって黄金堤（愛知県幡豆郡吉良町大字岡山字下り松、県遺跡番号29-59107⁽¹⁾）の一部が削平されることが判明した。

そこで、愛知県土木部、愛知県教育委員会文化財課等で協議が重ねられた結果、事前発掘調査を行なうこととなり、県土木部より県教育委員会を通じて委託を受けた(財)愛知県埋蔵文化財センターが調査を担当することになった。

調査は、平成2年10月15日の測量調査および写真撮影に始まり、11月6日の断面土層剥取り⁽²⁾をもって現地での調査をおえた。調査面積は100㎡である。

II 位置と環境

黄金堤の所在する愛知県幡豆郡吉良町は、渥美・知多の両半島に抱かれた三河湾のほぼ中央沿岸部に位置している。その地勢は、東・北部丘陵と中・南部の沖積低地に分けることができ、矢崎川が南北に貫流するほか矢作古川と西で接し、南は三河湾に面している。

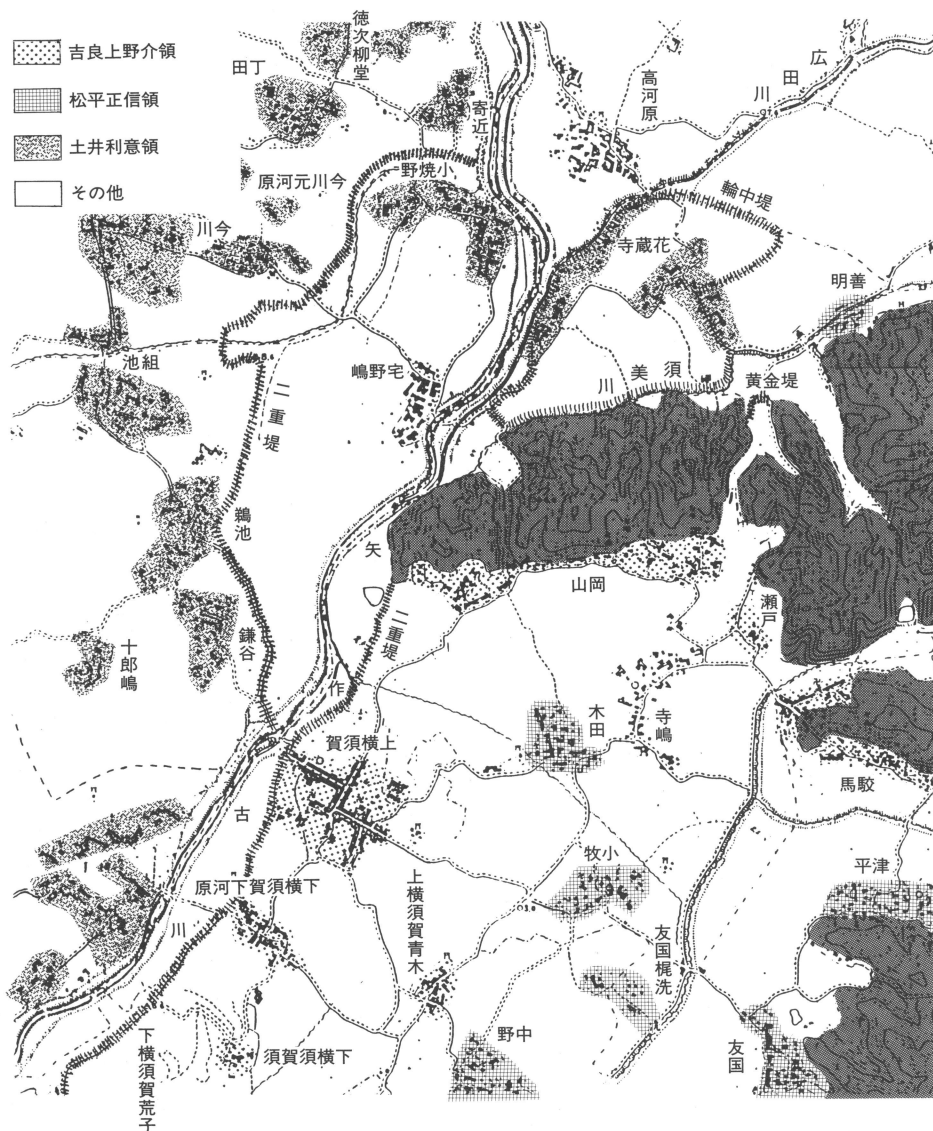
東・北部丘陵は三河山地の最南西端にあたり、東部丘陵が三ヶ根山（標高324.8m）から伸びる標高100m程度の丘陵地であるのに対して、北部丘陵は50m程度の低丘陵で茶臼山（標高290.7m）を主峰とする。丘陵の基盤は、石英片岩・珪線石黒雲母片麻岩・珪質片麻岩などの領家変成岩類が大部分であり、その上に母岩の風化土壌である褐色粘質土層が覆っている。南部の大字宮崎・乙川の一部には、斑れい岩類が確認されている。

黄金堤（第1図-1）は、北部丘陵の北麓－主要地方道西尾吉良線が西尾市との境をなす所に位置している。この地は、東の寄名山と西の背撫山に挟まれた狭長な谷底地形の端（谷口）にあたる（第3図）。永禄四（1561）年四月、東条城主吉良義昭を攻める松平元康方の武将、松平好景軍が全滅した善明堤の戦いはこの地が戦場となった。「谷フカク青浪ノ池藍ノ如クタエタル」と江戸期の史書⁽³⁾が記しているように、また、土地の人々が「鎧ヶ淵」と呼んでいるように、かつてこの地は水をたたえていた。このことは明治四年の岡山村絵図面⁽⁴⁾によっても確認できる。

堤以北の地は、須美川・安藤川・広田川・矢作古川の諸川が収束する様な形で流れ（第2図）、近代に至ってもしばしば洪水に見まわれた地域である。黄金堤は、この洪水から吉良の地を守るために、領主吉良上野介義央が貞享3（1686）年に築いたものといわれ、義央の領国政策の一端を示すものと考えられている。義央の事跡は、この他にも雑田川の開

さく鑿（同年、1－5）や富好新田の開発（1688年、1－6）およびその地における製塩業の奨励等を挙げることができる⁽⁵⁾。

また、当時の所領関係を見ると（第2図）、吉良の地の大部分は吉良氏領（2700石）と上総国大多喜藩大河内松平氏領に二分され、東・北丘陵沿いの地域と横須賀が吉良氏領、中・南部の沖積低地の村々は松平氏領となっている。前者は岡山陣屋（1－3）と姫山陣屋（1－7）によって領国経営がなされ、後者は小牧陣屋（1－4）の手によって行なわれていた。岡山陣屋の西、指呼の距離ほどの所に近世吉良氏の菩提寺、臨済宗妙心寺派の片岡山華蔵寺（1－2）が静かなたたずまいを見せている。



第2図 水防堤の分布（所領関係は1686年当時の様子）

大日本帝国陸地測量部
「西尾」明治26年
(S=1/20000)

Ⅲ 沿 革

吉良上野介の黄金堤築堤

吉良上野介義央（1641～1702）は、義定にはじまる近世吉良氏4代、従四位下左少将高家筆頭の地位にあった4200石の旗本である⁽⁶⁾。知行地の多くは、現在の吉良町にあった。

伝承によれば、当時岡山以南は須美川・安藤川・広田川が矢作古川に合流する近接の地で、吉良の農民は毎年大水の害に苦しんでいた。そこで、義央は貞享3年9月に岡山陣屋代官斎藤金右衛門に命じ、西尾藩主土井利意等の反対をしずめて、瀬戸寄名山と岡山背撫山の間に堤防を築いた。以後、水害がなくなり良田となったことから、人々はこれを「黄金堤」と呼んだという。また、利意との約束で、一昼夜で築いたことから「一夜堤」ともいわれている⁽⁷⁾。

しかし、このことに関する同時代史料は、現在までのところ確認されていない。微証としては、寛永5（1623）年岡山村検地水帳と宝永2（1705）年田畑水帳の比較⁽⁸⁾によって、前者に見られなかった「新堤」が後者に記載されていることである。しかし、堤の築造はここだけでは無く、「新堤」が黄金堤をさすのか否か確証は無い。

江戸期の水防堤の築堤

第2図は、黄金堤築堤当時の所領関係と江戸期に築かれた主な堤防を、明治26年の地図に示したものである。小規模なものは、岡山丘陵北麓の地にも築かれている。このうち築造年代の明らかなものは、西尾藩花蔵寺村の輪中堤で、寛文元年（1661）の成立である。また、小焼野から鎌谷に至る大二重堤は、黄金堤築堤に対して土井利意が築かせたものと考えられている⁽⁹⁾。さらに、岡山丘陵の西端から矢作古川沿いに伸びる二重堤は、文化9（1812）年以前の築堤である⁽¹⁰⁾。江戸期前半の築堤工事は、黄金堤だけではなかった。

明治期以後の黄金堤

黄金堤の名称の初現は、明治17年の瀬戸村整理図である。そこには、「番外三十二番黄金堤 長十七間四尺 幅平均九間」とある。長さ十七間とは瀬戸村内のみの数値であり、伝承では長100間3尺（182m）、高2間強（4m）といわれている。

明治30年代に至り、広田川・須美川を矢作古川から切り放し、黄金堤を取り壊して吉良地内を貫流する新水路の計画が立てられた。しかし、この計画が村人に知らされず測量が実施されるに及んで、村民の大反対に会い計画変更を余儀なくされた。請願書の文中に「誠に黄金堤は、其の名の如く我町村の為には金城鉄壁と称すべきなり⁽¹¹⁾。」とある。

現在の黄金堤は、幅（北側の水路肩部までとして）14m、高さ（南の駐車場舗装面から）4mである（第4図）。

IV 調査結果

1 調査の経過

調査の対象となったのは、黄金堤の東端部で堤を東西に分断して走る主要地方道西尾吉良線の東側14m（A区）と、同西側4m（B区）の範囲である（第6図）。既述のようにこの黄金堤は吉良義央による築堤と伝えられるもので、今回の調査では黄金堤の構造（ひいては築堤技術）の解明とともに、所伝の検証も重要課題の一つであった。

調査は現況測量より行ない、それに基づいてトレンチの設定、縦横断面図をとる位置の策定を行なった。

A区の調査では黄金堤の東端部の様相、即ち堤と丘陵部との接点を捉えるべくトレンチを4本設けたが、堤の遺存部とみなされた高まりはいずれも二次堆積土ないし丘陵の残欠で、黄金堤関連の遺構は認められなかった。

B区の調査では、調査区の大半が以前の県道拡幅の際につくられた傾斜のきつい法面であり、堤を面的に掘り下げることは困難であった。そのため調査は、堤の縦・横断面の観察に主眼をおくこととした。まず縦断面を見るべく天端より道路面に向けてトレンチを入れた。その結果、盛土はいずれも現法面で寸断されており、黄金堤がこれより東方へ延長することが確認された。ついで横断面の観察のため重機を用いつつ堤の断ち割りを行なった。盛土の上部が脆弱で崩壊の恐れがあったため、作業の安全確保の見地から堤の基盤（地山）については十分な掘り下げを行なうことができなかったきらいがあるが、黄金堤の構造および築堤以後の状況を知ることができた。⁽¹²⁾

2 黄金堤の断面

第7図はB区で検出した黄金堤の横断面である。土層は土盛り法の相違等より大別して基盤および第Ⅰ～Ⅳ層にまとめられる。

基盤（第7図 ①～③層）

土層の広がり・厚さおよび均一性の強さからみて、①～③層は自然堆積土とみられる。ただ③層に関しては、堤状の高まりが認められ人為的作用が加わっている可能性があるが十分に究明するに至っていない。

第Ⅰ層（第7図 ④・⑤層）

④・⑤層はともに粘質土で土層はブロック土の集積となっており、人為的な盛土とみられる。上面の凹凸が著しい点は注意される。

第Ⅱ層（第7図 ⑥～⑳層）



第3図 昭和31年当時の黄金堤とその周辺 (1/7500)



第4図 昭和63年当時の黄金堤とその周辺 (1/7500)

第Ⅰ層上にあり、土砂を水平に積み上げた土層を一括して第Ⅱ層とする。頂部にあたる部分は粘質土と砂礫土を10～20cmの厚さで互層に積んでおり一種の版築工法と見られる。土質は砂礫土が主体で、粘質土主体の第Ⅰ層とは明瞭に区別される。

第Ⅲ層（第7図②③層）

第Ⅱ層上面に沿って、すなわち法面でその傾斜に並行し、頂部では水平に、若干質の異なる砂礫土を互層に積んだ土層を一括する。法面では土層は傾斜しておりいわゆる版築とは異なる工法とみられる。第Ⅲ層を構成する土質そのものは第Ⅱ層とほぼ同じである。

第Ⅳ層（第7図④層）

黄褐色土の一層で、厚さ1.0m以上をはかり、一息にかつ大規模に土盛りされたと思われる土層。土質および土盛り法とも上記の第Ⅰ～Ⅲ層とは大きく異なる。

3 黄金堤の築造と拡築

現在の黄金堤が、旧堤（第Ⅲ層まで）に第Ⅳ層を付加する形で拡築⁽¹³⁾して形成されたものであることには異論はないが、第Ⅰ～Ⅲ層については様々な見方ができる。これは旧堤拡築の場合、築堤用土との密着を助けるために旧堤上の草木および根を除きかつ表面をかきおこすため、旧表土層の特定は困難となることに由来する。さらに付言するならば、拡築の契機についても、例えば(1)損壊したため補修をかねて拡築した。(2)何らかの理由で水量の増大が予測される状況となったため予防措置として堤の拡築を行なった等々これまた様々の要因が考えられる。殊に、損壊の位置が調査地以外の場合は、調査区での断面は(1)・(2)とも変わらないことになるなど問題は複雑である。ここでは、調査箇所が水害時に崩壊した可能性の存立する余地を残しつつ(2)の立場で考えることとする。

案の1 第Ⅰ層を最初の築堤土とみて、第Ⅱ～Ⅳ層を以後の拡築とみる考え方である。
案の2 粘質土である第Ⅰ層を堤の芯と考え、その上に砂礫土を版築(第Ⅱ層)して築堤したとするもので、第Ⅲ、Ⅳ層を以後の拡築とみなす。この場合、第Ⅲ層の拡築は、天端が幾分堤内へ移ることから、旧堤拡築の際に一般的な「裏腹付け」工法を採ったものとみることができる。

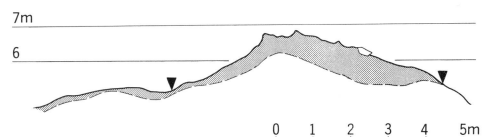
案の3 第Ⅱ・第Ⅲ層は、土盛り法が異なるものの土質は酷似する点を重視し、両者を一連施業とみるもので、粘質土で芯をつくり(第Ⅰ層)、さらに版築工法で芯を高めた後に土盛りして築堤したとみる考え方である。これは、第Ⅰ～Ⅲ層がそれぞれ異なる

案 土層	1	2	3
第Ⅰ層	築堤		
第Ⅱ層	拡築	↑ 築堤 ↓	↑ 築堤 ↓
第Ⅲ層	拡築	拡築	↓ 築堤
第Ⅳ層	拡築	拡築	拡築

第1表 黄金堤の築堤・拡築諸案

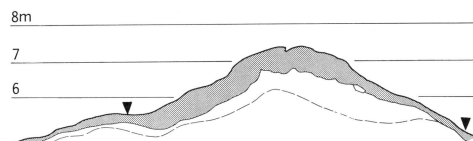
第5図 黄金堤の層序模式図

天 端 2.0m
高 さ 1.6m
堤敷幅 7.5m



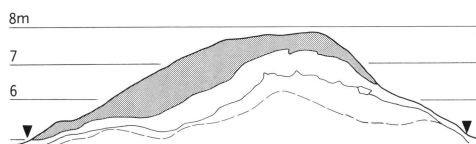
第I層

天 端 2.9m
高 さ 1.8m
堤敷幅 8.9m



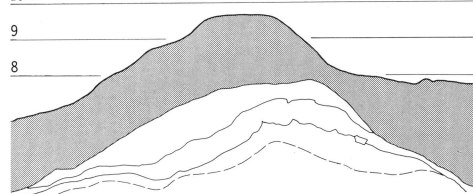
第II層

天 端 2.7m
高 さ 2.8m
堤敷幅 11.7m



第III層

天 端 1.5m
高 さ 3.55m
堤敷幅 14.0m



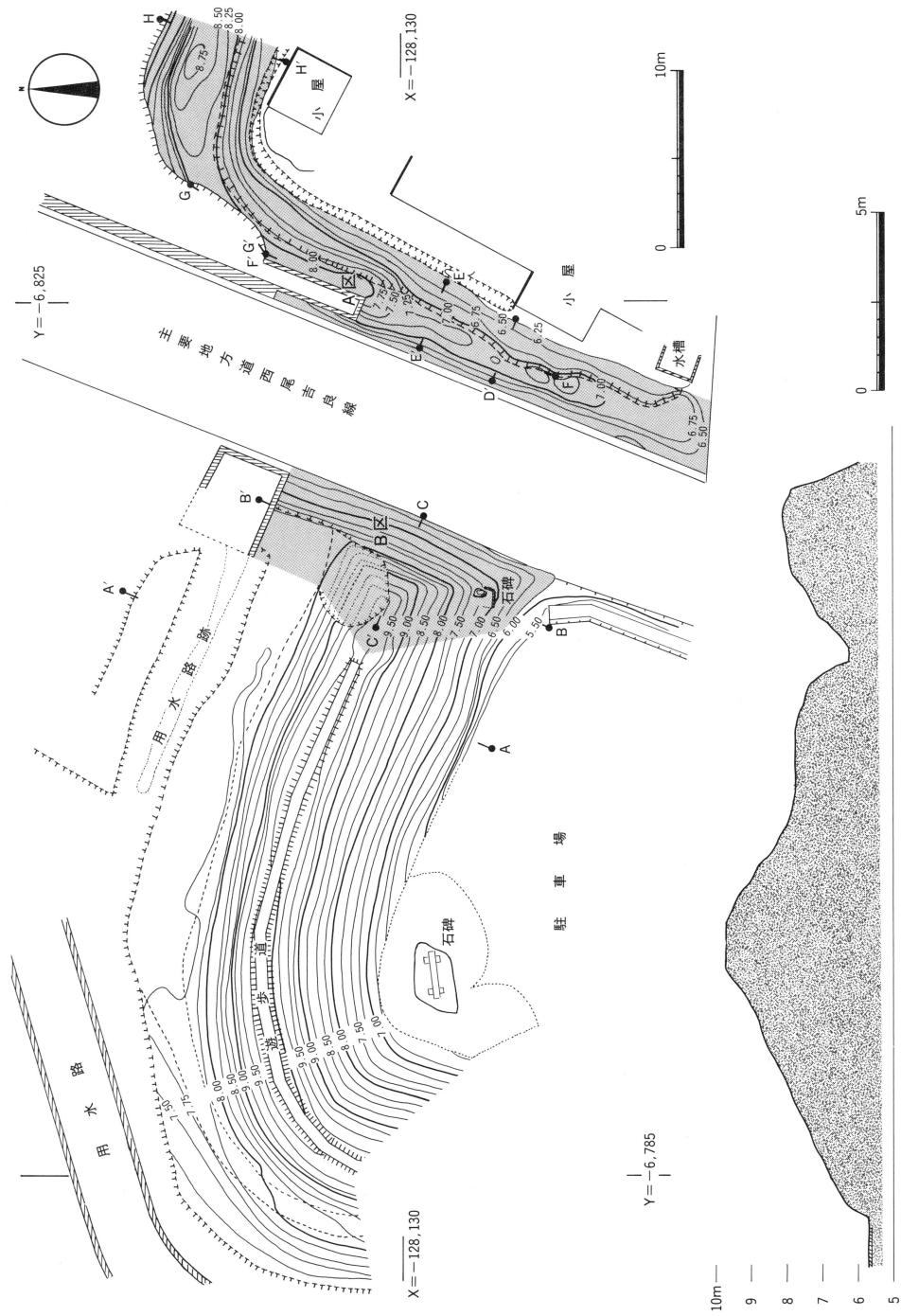
第IV層

る土盛り方法をとっている点に注目し、これらを一連の工程とする見方である。

以上のいずれの案を妥当とするかは、担当者の間でも意見の分れるところである。本来ならば築堤技術の上から検討を加えるべき性格のものであろうが、現在のところ近隣では堤の調査例は皆無であり比較・検討の材料がない。いまは調査例の蓄積を待つべきであろう。強いて言うならば、築堤以後拡築は最大限3回（案の1）、最小限1回（案の3）とみしておくことがもっとも穏当な見解といえようか。

4 築堤年代等

発掘調査によって出土した遺物は、唯一第IV層中より出土した6枚重ねの寛永通宝のみであり、それに伴う土坑等の遺構は認められなかった。寛永通宝の出土により、この第IV層が江戸～明治初期の拡築とも考えられるが、既述のごとく土質および土盛り法の点で他と大きく異なり、より後出的な様相を見せていることも考慮すべきであろう。⁽¹⁴⁾明治17年の整理図によれば、調査区に南接する5m×10mの範囲は墓地である。納棺時に副葬した六文銭が、墓地の整理および黄金堤の拡築時に盛り土中に混入した可能性もまた否定できないところである。したがって、寛永通宝の出土は、時期決定の確たる証拠とするには危弱であると思われる。このほかには出土遺物はなく、年代を特定するにいたらなかった。



第6図 黄金堤測量図 (1/400) A-A断面図 (1/200)



- 1 オリーブ褐色粘質土 2 褐色砂礫土 3 灰色粘質土 4 オリーブ色砂質・粘質混合土(混鉄) 5 青灰色砂礫混土
 6 にぶい赤色砂礫土 7 暗赤灰色砂礫土 8 灰赤色砂礫土 9 青灰色砂礫混土 10 にぶい赤色砂礫土(6より礫少)
 11 緑灰色土 12 緑灰色土 13 青灰色粘質土 14 小礫混じり暗褐色土 15 褐色砂質土 16 暗褐色砂礫混土
 17 にぶい褐色土 18 小礫混じり黒褐色土 19 黒色土 20 黒色土 21 淡赤褐色砂礫土(白色石粒混じり)
 22 にぶい赤色砂礫土(細かい) 23 淡赤褐色砂礫土(白色石粒混じり) 24 淡赤褐色砂礫土(細かい) 25 砕細礫土
 26 にぶい赤色砂礫土(2と酷似) 27 にぶい赤色砂礫土(6より礫多い) 28 砕細礫土 29 腐糞土 30 赤褐色砂礫土
 31 褐色砂礫土(炭化物混じり) 32 明黄褐色砂質土 33 にぶい赤褐色砂礫土 34 浅黄褐色砂色シルト 35 緑灰色粘質土
 36 橙色砂礫土

第7図 黄金堤B-B断面図 (1/80)

図版 I



上：黄金堤近景（東から） 下：断面（東から）

図版 2



上一段：遠景 上二段：調査前 下二段：調査後 下一段：調査後

V まとめ

今回の調査結果について、以下箇条書きにして簡単にまとめておこう。

- 1 道路東側のA区に見られた堤状地形は、二次堆積土および丘陵残欠であり、黄金堤関連の遺構は認められなかった。
- 2 道路西側のB区は遺存状態が良好であり、以下の所見を得た。
 - ① 堤の縦断面調査の結果、盛土は現法面で寸断されており、かつては更に東方に延長していた。昭和28年の道路拡幅との関連が想起される。
 - ② 堤の横断面調査の結果、土層は土盛り法の相違等より大別して、基盤および第Ⅰ～Ⅳ層に分けることができる。
 - ③ 最初の築堤及び以後の拡築については三通りの案が考えられるが、遺物の出土も第Ⅳ層の寛永通宝以外皆無であり、近隣の調査例もなく結論を出すに至らなかった。
- 3 吉良義央の築堤という伝承を支持する年代観は、今回の調査では得られなかった。また、「一昼夜にして築堤し、以後一度の補修も加えられなかった」という伝承も、第Ⅰ～Ⅳ層の解釈をめくり様々な見方がある現段階では、コメントを控えるべきであろう。元禄事件及びそれ以後の「忠臣蔵伝説」⁽¹⁵⁾によってあまりにも有名な吉良上野介義央であるが、その領国政策については伝承のみが残る。同時代資料の発掘が求められている。

〔註〕

- (1) 愛知県教育委員会『愛知県遺跡分布地図(Ⅱ) 知多・西三河』1988年
- (2) 本センターの宮腰健司・中垣内薫・坪井知江子・古橋佳子の協力を得た。
- (3) 岩瀬文庫蔵「三州西尾鶴ヶ城由来記」
- (4) 岡山村区有文書「岡山村絵図面一枚」1871年 吉良町史編纂委員会保管
- (5) 吉良町『吉良町誌』1965年 P71～2、482～4
- (6) 『寛政重修諸家譜 巻92』
- (7) 註(5)に同じ
- (8) 岡山村区有文書「寛永五年戊辰九月吉日 畑方 三州幡豆郡吉良庄岡山村御検地水帳 三帖之内」「宝永二年 田畑水帳 岡山村 乙酉六月日」吉良町史編纂委員会『吉良町史 資料3』1990年所収
- (9) 西尾市『西尾市史1』1973年 P562、558
- (10) 横須賀村区有文書「文政元寅年 三冊目 諸向之留控」『吉良町史 資料2』1989年所収
- (11) 岡山村区有文書「請願書」1901年 吉良町史編纂委員会保管
- (12) 調査中、吉良町史編纂委員会の鈴木悦道氏はじめ木部又介・鳥山 巖・船橋邦雄の各委員の皆さん、小島信久氏(当時吉良町立吉田小学校長)のご来訪、ご教示を得た。
- (13) 堤防に関する用語等は次の文献を参照した。岡本芳美『河川工学解説』工学出版株式会社 1968年
- (14) 鳥山氏の話によれば、昭和初期の頃には現在よりも堤の高さが低かったという。これに従えば、第Ⅵ層はそれ以後の土盛りになる。また、現在堤上は桜並木になっているが、それも無かったという。
- (15) 松島栄一『忠臣蔵』岩波新書 1964年